

TCAにおけるスマートフォンの 利用者情報等の適正利用に関する取り組み

2013年2月25日

社団法人 電気通信事業者協会 (TCA)

移動電話委員会における検討①

- TCA移動電話委員会

- 理事会下の協議組織の一つであり、携帯電話・PHSの利用マナー、使用済み端末のリサイクル、移動電話料金の未払い者情報・迷惑メール情報の交換等を検討。
- 2012年10月、同委員会のもとに新たに「スマートフォンの利用者情報等の適正利用促進検討部会」を設置。
 - 部会メンバー： NTTドコモ、◎KDDI、ソフトバンクモバイル、イー・アクセス、ウィルコム
(◎は部会長会社)

移動電話委員会における検討②

- 目的・活動内容

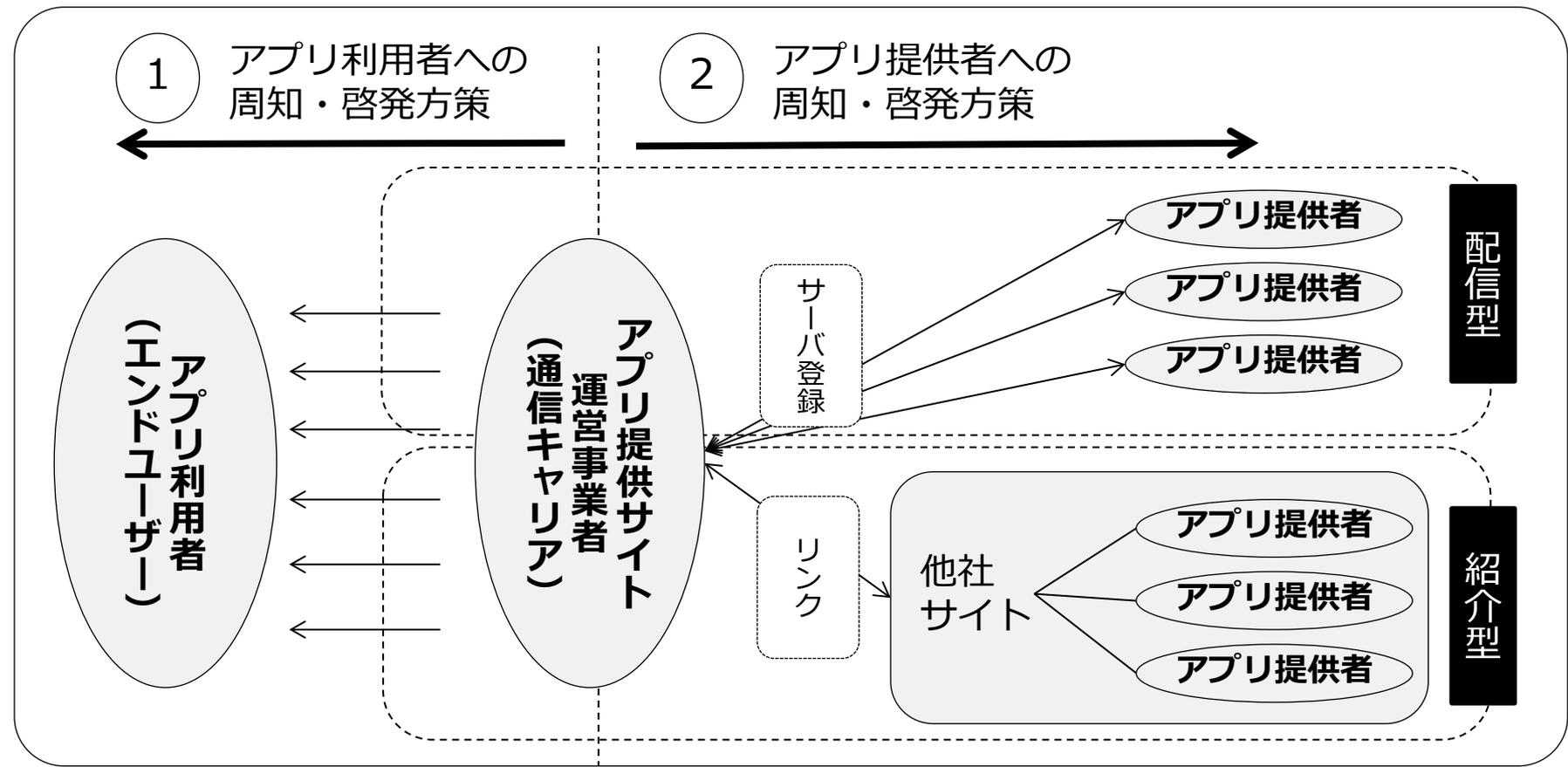
- 「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」で示された「スマートフォン利用者情報取扱指針」を踏まえて、スマートフォンの利用者情報等の適正な利用を促進するため、構成員間の情報共有、必要なガイドライン等の施策の検討・策定・運用、利用者への周知・啓発、外部関係団体・関係省庁・関係会議等への対応等に関する事項を取扱う。

- 検討スケジュール

- 2012年10月31日 新部会設置、第1回会合
- 同年11月27日 第2回会合、以後、月1回ペースで開催
- 2013年3月（予定）アプリケーション提供サイト運営事業者向けガイドラインの策定

アプリ提供サイト運営事業者の取る方策案（イメージ）

- アプリ提供サイト運営事業者は「配信型（サーバ登録型）」「紹介型（リンク張り）」に分かれる。
- スマホアプリ提供サイト運営事業者の取る方策の対象は、①アプリ利用者向けと②アプリ提供者向けの2方向。



アプリケーション提供サイトの運営状況

- ガイドライン検討にあたって、部会メンバーの運営するアプリケーション提供サイトの状況を把握

【各社運営サイトにおける取り組みの例】

	配信型	紹介型
提供形態	アプリを自社のサーバーから配信	アプリを他事業者のサーバーから配信
アプリ開発者に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none">・利用者情報送信時の許諾取得等の基準・利用者情報送信に関する申請とセキュリティ審査	<ul style="list-style-type: none">・コンテンツ提供規約／掲載ガイドラインを提供
利用者に向けた取り組み	スマートフォンの販売／契約時に、従来型携帯電話との違い等注意すべき事項を書面に記載し説明	

アプリ提供サイト運営事業者向けガイドライン（案）

- 目次 -

1. 背景・経緯

2. 目的

3. 対象範囲

4. SPIで求められる事項

5. ガイドライン本文

(1) アプリ提供者等に対する支援等

- ①アプリ提供者等によるプライバシーポリシーの作成・公表の促進
- ②アプリに関するセキュリティの確認
- ③プライバシー・セキュリティ上適切ではないアプリが判明した場合の対応
- ④アプリ提供者等に対する啓発活動

(2) 利用者に対する周知啓発等

- ①スマートフォン契約時等における利用者に対する周知啓発
- ②様々なリテラシーの消費者への対処

アプリ提供サイト運営事業者向けガイドライン（案）

1. 背景・経緯

- ・スマートフォンの普及が拡大し、様々なリテラシーの利用者が出現
- ・総務省殿スマートフォンプライバシーイニシアティブ（SPI）の公表
- ・TCA移動電話委員会下に新部会を設置し、アプリ提供サイト運営事業者向けのガイドラインを検討

2. 目的

- ・アプリ提供サイト運営事業者が、プライバシー（情報取得の方法が適切でない等）やセキュリティ（マルウェア等）の観点から適切ではないアプリを排除し、適切なアプリを流通させるよう適正に運用すること。
- ・利用者に対して、スマートフォン利用時の注意事項等を周知啓発し、リテラシーの向上を図ること。

アプリ提供サイト運営事業者向けガイドライン（案）

3. 対象範囲

- ・ 移動体通信事業者が運営するサイトにおいて、アプリ提供事業者等によるスマートフォン向けのアプリを提供する場合の取扱い
- ・ 移動体通信事業者のスマートフォン契約時や、様々なリテラシーの消費者への対処等

・ 現在、移動体通信事業者が運営するアプリ提供サイトは、主として以下の2つの形態が存在。

アプリを自社サーバに登録して配信する提供形態 <配信型>

アプリを他社サーバから配信する提供形態 <紹介型>

（紹介型の例：自社サイトにアプリ提供者へのリンク先を掲載）

⇒今後、様々な提供形態が出現する場合には、柔軟にガイドラインを見直し。

アプリ提供サイト運営事業者向けガイドライン（案）

4. SPIで求められる事項

- ・【総論】 基本原則
- ・【各論】 関係事業者における取組
移動体通信事業者・端末提供事業者：
スマートフォン販売時等に利用者に必要な事項を周知
（従来型携帯電話との違い等）
アプリ提供者の適切な取扱い支援・啓発活動
連絡通報窓口の設置 等

アプリ提供サイト運営事業者向けガイドライン（案）

5. ガイドライン本文（1/3）

（1）アプリ提供者等に対する支援等

- ①アプリ提供者等によるプライバシーポリシーの作成・公表の促進
 - ・SPIに沿った掲載ガイドライン等を作成してアプリ提供者等に予め提示。
 - ・配信型事業者は、アプリ提供者等からの事前申請を受け検査を実施。
 - ・アプリ提供者等が作成したプライバシーポリシーへのハイパーリンクを自社アプリ提供サイトに掲載。

- ②アプリに関するセキュリティの確認
 - ・アプリ提供事業者等に対して、マルウェア対策関連の情報提供。
 - ・各社の掲載ガイドライン等に従って、セキュリティ上の確認。事後的にも定期的にチェック。

アプリ提供サイト運営事業者向けガイドライン（案）

5. ガイドライン本文（2/3）

- ③プライバシー・セキュリティ上適切ではないアプリが判明した場合の対応
- ・ 連絡窓口を設置し、利用者からのプライバシー・セキュリティ上適切ではないアプリ等に関する情報を収集。
 - ・ 適切ではないアプリが判明した場合、当該アプリの削除や利用者への注意喚起、関係事業者間の情報共有等、適切に対応。
 - ・ アプリ提供サイト運営事業者間で情報共有するとともに、セキュリティ関連事業者やアプリ提供事業者の団体等と情報共有し、連携して対応。
- ④アプリ提供者等に対する啓発活動
- ・ アプリ提供者等との関係を有するとともに、利用者へのサービス提供を行っている役割を持つ。
 - ・ 上記の役割を踏まえ、アプリ提供者等に対する啓発活動を実施。

アプリ提供サイト運営事業者向けガイドライン（案）

5. ガイドライン本文（3/3）

（2）利用者に対する周知啓発等

①スマートフォン契約時等における利用者に対する周知啓発

- ・ 次のような各項目について、書面に記載の上、丁寧に説明。
 - － スマートフォンと従来型携帯電話との違い
 - － スマートフォンにおける様々な利用者情報の取扱と注意点
 - － スマートフォンにおける情報セキュリティ対策

②様々なリテラシーの消費者への対処

- ・ 十分なリテラシーを有していない高齢者や青少年等に対して次のような取組を継続的に実施。
 - － 青少年向けに、利用機能を制限したスマートフォン端末の開発
 - － 高齢者向けに、見やすさ、分かりやすさを訴求した端末の開発
 - － 青少年向け、高齢者向けの自主セミナーの開催

TCA

社団法人 電気通信事業者協会

Telecommunications Carriers Association